

「これくらいなら大丈夫・・・」「遊びのつもりで・・・」

絶対ダメ!!

心にブレーキをかけよう



万引き防止の合言葉を覚えておこう

万引きをしない させない みのがさない

「万引きをしよう」と誘われた。どうしたらいい?
「万引きしている友達がいるんだけど・・・」
「以前、万引きしたことがあるけど、今も気になって・・・」
周りに相談できる人がいないときや相談しづらいときは、一人で悩まず、電話してください。名前を言わなくても相談できます。



相談先一覧

- ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室)
● 東京都児童相談センターよいこに電話相談
● 東京都教育相談センター電話相談

このリーフレットに関するお問合せは、東京都都民安全推進本部 総合推進部 都民安全推進課 ☎03-5388-2747

●万引きするとどうなるのでしょうか?の答え...①②③④全部。その人はコミック代だけでなく、全部で7万2,480円を支払うことになった。
●考えてみよう①の答え
1冊売ると400円-310円=90円。万引きされた場合は310円の損だから、310円÷90円=3.4冊以上が必要。実際には4冊売らないと万引きされた分を補えない。

まんび 万引きは ぜったい 絶対ダメ



安全安心を推進するマスコットキャラクター みまもりいぬ



東京都

氏名



まんび せつとうざい はんざい 万引きは「窃盗罪」という犯罪です

まんびは、お店で売っている商品を、店員のすきを見て盗むこと。お金を払わずに、お店から持ち出すことは、窃盗という、れっきとした犯罪です。法律できびしく罰せられる犯罪です。(刑法：10年以下の懲役または50万円以下の罰金)
まんびがあった場合、お店の人は警察に通報することになっています。

まんび 万引きするとどうなるのでしょうか？

書店で、コミック3冊(1,170円)を万引きし、警察に捕まった人がいました。この時、コミック3冊の代金のほかにも書店が損害賠償を求めたのは次のどれでしょう。(正解だと思う番号の□に✓チェックをつけましょう)

- ① 今までにその人が盗んだすべての本代
 - ② その人を捕まえるために監視する人を雇った費用
 - ③ 店内に防犯ミラーをつけるための費用
 - ④ 書店員が警察官に事件の説明をする間、商売ができなかった。もし商売ができていた場合のお店のもうけ
- (答えは最後のページにあります。)

損害賠償
人に傷つけられたり、迷惑をかけられたりした時に相手に対して裁判でお金を請求できるんだよ。



まんび 「万引きが見つからなかったら…」

万引きを「見つからなかったから」などの理由でくり返すと、ルールを守ろうとする意識が低下し、万引きの常習化につながるとともに、重大な犯罪にエスカレートする可能性があります。万引きは、見つからなければ大丈夫ではありません。くり返していくうちに必ず見付き、捕まります。



かんが 考えてみよう ①

1冊400円のコミックが万引きされました。書店は310円で仕入れたとすると、同じコミックを何冊売れば損失を取り戻すことができるでしょうか？
(答えは最後のページにあります。)

答え ()冊以上



わたし ちちおや だい しょてん けいえい
私は父親の代から書店を営っていました。しかし、万引き被害が後を絶たず、経営が成り立たなくなったので閉店することになりました。本当に悔しいです…。



なんど まんび せいかつ へいてん
何度も万引きをされて、生活ができなくなり、閉店しなければならなくなった人もいます。万引きはお店の方々の人生をおびやかすものなんだよ。

かんが 考えてみよう ② まんび さそ 万引きに誘われたら…

ある日の塾からの帰り道、Aは、いつものようにBとCと一緒に歩いていた。Bは「人気のカードが今日発売される日なんだけど、簡単に万引きできるコンビニがあるんだ。これから一緒に行かないか。」と言った。Cは、「おれが見張りをするから、Aはついでにお菓子をってきてよ。」とAに言った。Aは、突然だったのでびっくりして立ち止まった。そのとき、Bから、「Aは、度胸がないからできないのか?!」と言われた。



Aは、この後どうしたらよいと思いますか？自分の考えをグループ内で紹介しましょう。

- ① 断りにくい理由として、どのようなことがありますか。□に✓チェックを入れてみましょう。
- 仲間はずれにされたくない
 - 臆病者だと思われたくない
 - 友達が怖くて、断れない
 - 楽しそう
 - その他()

やってみよう

② どのような断り方をすればよいか、セリフを考えてみましょう。

C「ついでにってきてよ」 B「度胸がないからできないのか?!」

A「

_____」

この例で、もしBやAが本当に万引きしてしまったら、見張りをするだけのCも犯罪をしたことになるんだよ。また、友達に盗んでくるよう頼んだだけでも犯罪をしたことになるよ。

「万引きは犯罪だよ。」「やめようよ。」「できないよ。」など、犯罪をしない、させない、みのがさない強い心で断ることが大切だよ。それでも断れないときは、「ちょっと待って」と言って家族や先生に相談しよう。



まんび はんざい こうい 万引きだけでなく、このようなことも犯罪にあたる行為です

- ① 万引きされたものだと知っていて、もらったり、買ったりする。【盗品等無(有)償譲受け罪】
- ② 万引きされたものだと知っていて、お店やネットオークション、フリマアプリなどで売る。【詐欺罪】
- ③ 友達の傘を勝手に持っていき、ずっと使っている。【窃盗罪】
- ④ 自動販売機や道で拾ったお金で買い物をする。【遺失物等横領罪】

